

◎新潟県告示第733号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり介護機関を指定した。

令和8年9月11日

新潟県知事 花 角 英 世

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年 月 日
佐渡市前浜福祉会	佐渡市徳和6207番地2	スマイル赤泊	佐渡市徳和6207番地2	居宅介護支援	令和8年6月23日
社会福祉法人新潟慈生会	新潟市江南区阿賀野1丁目2番2号	居宅介護支援事業所マチュアハウス中条	胎内市中村浜字築地原699-136	居宅介護支援	平成11年10月1日